

## ため池等整備事業(一般)

### 1. 趣旨

(1) 農業にとって不可欠な施設である農業用排水施設は、農民の多大な労力と資金により、嘗々と歴史的に築きあげられたものであり、今や農村社会にとって重要な社会資本となっている。

一方、兵庫県南部地震における被害をはじめとして、豪雨、地震等による農業用施設の災害は毎年膨大な量に達しており、さらに、これらの災害は、近年の都市化、混住化の進展に伴い、周辺及び下流域の農用地、農業用施設はもとより、民家・公共施設や、更には人命まで被害を及ぼす危険性がある。

(2) このため、これらの災害を未然に防止又は被害を最小限にとどめるため、老朽化し早急に整備が必要なため池及び用排水施設の整備、傾斜地等の土砂崩壊防止施設、湖岸堤防の改修整備を行う。

### 2. 事業内容

- ・災害の発生のおそれがあるため池等の整備
- ・湖沼等に隣接する農用地を保全する堤防、樋門等の整備
- ・風水害等による土砂の崩壊を防止するための土留工等の整備

### 3. 事業主体等

#### (1) 事業主体

都道府県、市町村等

#### (2) 採択要件

ため池等整備工事(一般)

都道府県 大規模: 100ha以上 総事業費: 80百万円以上

小規模: 10ha以上 総事業費: 8百万円以上

(2ha): 高度な技術を要する場合、地震対策上緊要性が高い場合、予想される被害が大きい(想定被害額1億円以上)場合に限る。

市町村等 大規模: 60ha以上 総事業費: 80百万円以上

小規模: 60ha未満 総事業費: 8百万円以上

貯水量1,000m<sup>3</sup>以上、関係農家2戸以上

### 4. 補助率

大規模55%, 小規模50% (内地)

### 5. 平成18年度概算決定額

20,034,983(17,630,963)千円

【担当課: 農村振興局整備部防災課】